

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案・・・	4
指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (株式会社新生オート飯能)	・・・ 5

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年4月25日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B01号 古川 涼

1. 令和6年3月28日
2. 群馬県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を10分に短縮する。

(ア) 特定大型車 G運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年4月25日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B03号 中野 俊哉

1. 令和6年3月29日
2. 埼玉県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を15分に短縮する。

- | | |
|---------|------|
| (ア) 大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 普通車 | C運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年4月25日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B02号 二宮 隆之

1. 令和6年4月4日
2. 埼玉県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

(ア) 大型車 上限運賃

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名
道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について
2. 事業者の氏名又は名称及び住所
株式会社新生オート飯能
代表取締役 浅原 直
埼玉県飯能市大字中居62番地2
3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
株式会社新生オート飯能
埼玉県飯能市大字中居62番地2
認証番号 第4-3928号
指定番号 関東指第4-1772号
4. 期 日
令和6年4月30日（火）13時00分
5. 場 所
関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階
6. 理 由
道路運送車両法第90条、同法第91条第1項、同法第91条の3、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年4月19日

関東運輸局長
勝山 潔